

平成27年度 第1回人権教育ミドルリーダー育成講座実施報告

人権・地域教育課

1	期日等	平成27年6月11日(木)	県立同和問題関係史料センター
2	参加者	第3期受講者 6名 第4期受講者 6名	
3	日程	13:30~13:40 開講式 13:40~14:10 講義『人権教育の推進についての基本方針』の具体化に向けて 14:10~15:30 グループ討議・まとめ 15:40~16:20 史料センター常設展示見学 16:20~16:30 次回以降の打合せ	人権・地域教育課人権教育係 細井 司 県立同和問題関係史料センター 所長 奥本 武裕 所員 清水 有紀

4 内容(概要)

(1) 講義『人権教育の推進についての基本方針』の具体化に向けて

- 人権確立に向けた国内外の動向と主な取組について
 - ・国連の流れ(世界人権宣言、人権教育のための国連10年、世界計画(第1~3フェーズ))
 - ・国内の流れ(国内行動計画、人権教育・啓発の推進に関する法律、基本計画)
 - ・奈良県の取組(県内行動計画、同和教育基本方針、人権教育として再構築)
 - ・人権が十分尊重されていない現状があり、ずっと学び続けていかなければならない。
- 人権教育推進の基本的視点、基本方向について説明。

(2) グループ討議(4側面に沿った各校の取組交流)

- ・ペアやグループ等で学び合いのある授業づくりをする。
- ・特別支援に係る子どもたちのことを考えた教室環境、丁寧な指示をする。
- ・子どもの主体性を大切にし、自尊感情を高める。
- ・教師自身の人権感覚を磨く。
- ・子ども同士・教師同士がつながる。等



(3) 史料センター常設展示見学

- ・史料センターでは、古文書の調査、保存、整理を行い、県民に広く知らせている。
- ・常設展示「大和の地域社会と被差別民衆」
- ・前期企画コーナー展示「全国水平社創立とその時代」



5 受講者の感想等

- ・世界人権宣言を受けて、世界・日本で人権を尊重する取組が行われてきていることがわかった。
- ・人権教育推進の基本方向(4側面)に沿った取組についてグループ討議をした際、校種や地域によっても、取組に対する意識の違いや内容の違いが随分あることに驚かされた。
- ・他校の先生方の意見をきくことで、考える幅、見方が少し広がったような気がした。いろんな角度から子どもを中心に据えた学校をつくっていかないといけないなと感じた。
- ・4側面を意識して人権学習や日々の教育活動を進めていくことができれば、その活動や学習に不足しているものが自ずと見えてくるだろうと思う。
- ・グループ討議では、校種が異なっても、考える基準になることは共通することが多く、人権教育推進に当たって、大切にすべきことを再確認することができた。
- ・グループ討議では、小・中・高の3校種の先生方と交流した。どの学校においても、学力保障や人間関係づくり、教育環境の整備等、あらゆる角度から未来を担う子どもたちの育成に向けて取り組んでおられることを知ることができた。
- ・人権教育の実践をより確かなものにし、継承し広めていくためには、整理された確かな人権教育の理論を身につけておくことは非常に大切だと感じた。
- ・学校現場で根幹にあるのは、人権教育だと考えている。子どもたちに人権教育の取組を行っていくうえで、私たち自身が人権感覚を磨き、実践していくことが大切だと感じている。
- ・史料センターでは、自分たちの住む身近な地域に関連する貴重な史料がたくさんあり、「知る」ということからしか始まらないと痛切に感じた。それをどのように子どもたちに伝えていくか、具体的な取組を考えていければと思う。
- ・史料センターの取組を参考にして、本校でも色々な資料を残していきたいと思う。



1 期日等	平成27年7月28日(火) 奈良県人権センター
2 参加者	受講者16名 奈良県都市人権教育担当指導主事1名 人権教育指導委員3名
3 日程	9:00～9:10 開会(趣旨・日程説明) 9:10～10:00 講義1「人権教育の動向と課題」 10:00～10:50 アクティビティ1 11:00～12:00 講義2「人権の本質と課題」 13:00～13:30 アクティビティ2 13:30～14:10 講義3「人権教育の基礎理論」 14:20～15:00 アクティビティ3 15:00～15:30 まとめと質疑応答 15:30～16:00 意見交換
4 講師	筑波大学名誉教授 人権教育啓発推進センター上級特別研究員 福田 弘さん



5 内容(概要)

講義1「人権教育の動向と課題」

- 世界における人権擁護の起点は、1945年国際連合の設立、世界人権宣言の採択である。その後、ユネスコにより国際教育、平和教育、人権教育が推進された。日本においては、1946年日本国憲法の制定、1947年教育基本法の成立が起点となった。20数年来、国内外において人権教育が推進されてきたが、現在は「人権教育のための世界計画第3フェーズ」が進行中である。今日なお多く残存する人権課題を解決するため、人権及び人権教育に関する深い知識・理解に基づく効果的な人権教育の継続的推進が求められている。

講義2「人権の本質と特徴」

- 人権とは、すべての人が平等に普遍的に永遠に持っている諸権利(rights)である。人間が尊厳のある生活をするために必要となる基礎的な基準となるものである。誰であれ人権を主張する者は、他者の権利を尊重する責任、権利を侵害されたり拒否されたりした人々を保護し支援する責任がある。私たち教員は、人権の本質を吟味し、正確な知識を身に付けて伝えていくことが大切である。

講義3「人権教育の基礎理論」

- 人権実現のために必要な知識、価値・態度及び諸技能は、学習者が主体的に関与し、参加し、経験することを通してはじめて身に付く。体験的な学習(間接、追体験も含む)を基礎に、話し合い、反省し、一般化し、学習内容の適用(自己変革)にまでつながるプロセスを経る学習を通して、はじめて学習効果が期待される。

アクティビティ1「Wants and needs(自分が欲しいもの・必要なもの)」

- 自分にとって重要性・必要性の高い欲しいもの・こと・状況を出し合う中で、人が人間らしく生きていく上で必要なもの・こと・状況は何かを話し合い、「人権とは何か」という本質に迫っていく。「世界人権宣言」に書かれている権利と照らし合わせることから、人権を身近なものとして感じることもつながられる。

アクティビティ2「PANCHO(パンショ)の絵」

- 現代社会における人権問題が描かれた20枚の絵から、自分に一番アピールするものを1枚選び、その絵が自分に語ることや選んだ理由、人権との関連等、読み取ったことを順次説明する。それぞれの絵の中にある問題について、一人では気付かなかったことに気付くとともに、社会の中の人権問題に目を向け、見抜く力を培う大切さを学んだ。

アクティビティ3「一歩前へ進め」

- それぞれの「役割カード」に書かれた人物になりきり、読み上げられた「様々な状況」を聞き、自分の想像している人物に当てはまると思う時だけ一歩前へ進む。その人物の立場に立って考える体験を通して、社会における機会の不平等についての意識を高め、その解決に向けて自分は何ができるかについて考えを深めた。



5 受講者の感想等

- 講義やアクティビティを通して、人権感覚を見直したり、主体的に人権について考えたりすることができ、意義ある学習ができた。
- アクティビティでは、福田先生が繰り返された「どんな意見も正解・不正解はない」という言葉は、受講者(児童・生徒)が安心してグループワークに臨むことができると感じた。
- 教えていただいたアクティビティを職員研修や指導にいかしていきたいと思う。